

きずな

2013年 5月23日

NO 933

赤旗井原出張所

井原市井原町103 (Tel. 62-6200)

5月13日と14日の2日間井原市議会5月臨時会が開催されました。議会開会直後瀧本豊文市長が提案説明を行いました。つぎにその要旨をお知らせいたします。2面には本会議場の議席等を掲載。

本臨時市議会におきましてご審議をお願いいたします案件は、既にご案内いたしておりますが、改選後、初の議会でありますので、議案の説明に先立ちまして、本市が目指すまちづくりについて若干申し述べ、議員各位の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず初めに井原市は昭和28年4月に10カ町村の合併により誕生し、平成17年3月に芳井町、美星町との合併を経て、今年度60周年という節目の年にあたります。

これを記念して、先月26日から開催しております田中美術館春季特別展「片岡鶴太郎 精霊椿(しょうろうつばき)」を皮切りに、6月1日に開催いたします記念式典など、様々な記念事業を実施することにしております。

さらに、本年4月から、今後5年間の本市のまちづくりの指針となります井原市第6次総合計画後期基本計画をスタートさせました。現在も厳しい財政状況の中ではありますが、少子高齢化の進展や人口減少など、社会経済環境の変化を踏まえながら、今後は本計画に基づき、将来を担う子どもたちが誇りを持って引き継ぐことのできる「新たな井原」の創造に努めてまいり所存であります。

こうしたことを受け、本年度、合併後2番目となる積極的な予算を編成し、「経済・雇用対策」として、地域経済の活性化につながる新たな諸施策の展開や、「教育」に重点を置いた、学力の向上や心の教育など各種施策に、取り組んでいるところであります。

今後、さらなる市民と行政による情報の共有化を図り、市勢の発展と市民福祉の向上に努めてまいり所存でございますので、引き続き、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。



提案説明する瀧本豊文市長
(井原放送より)

さて、本臨時市議会におきましてご審議をお願いいたします諸議案について、ご説明申し上げます。

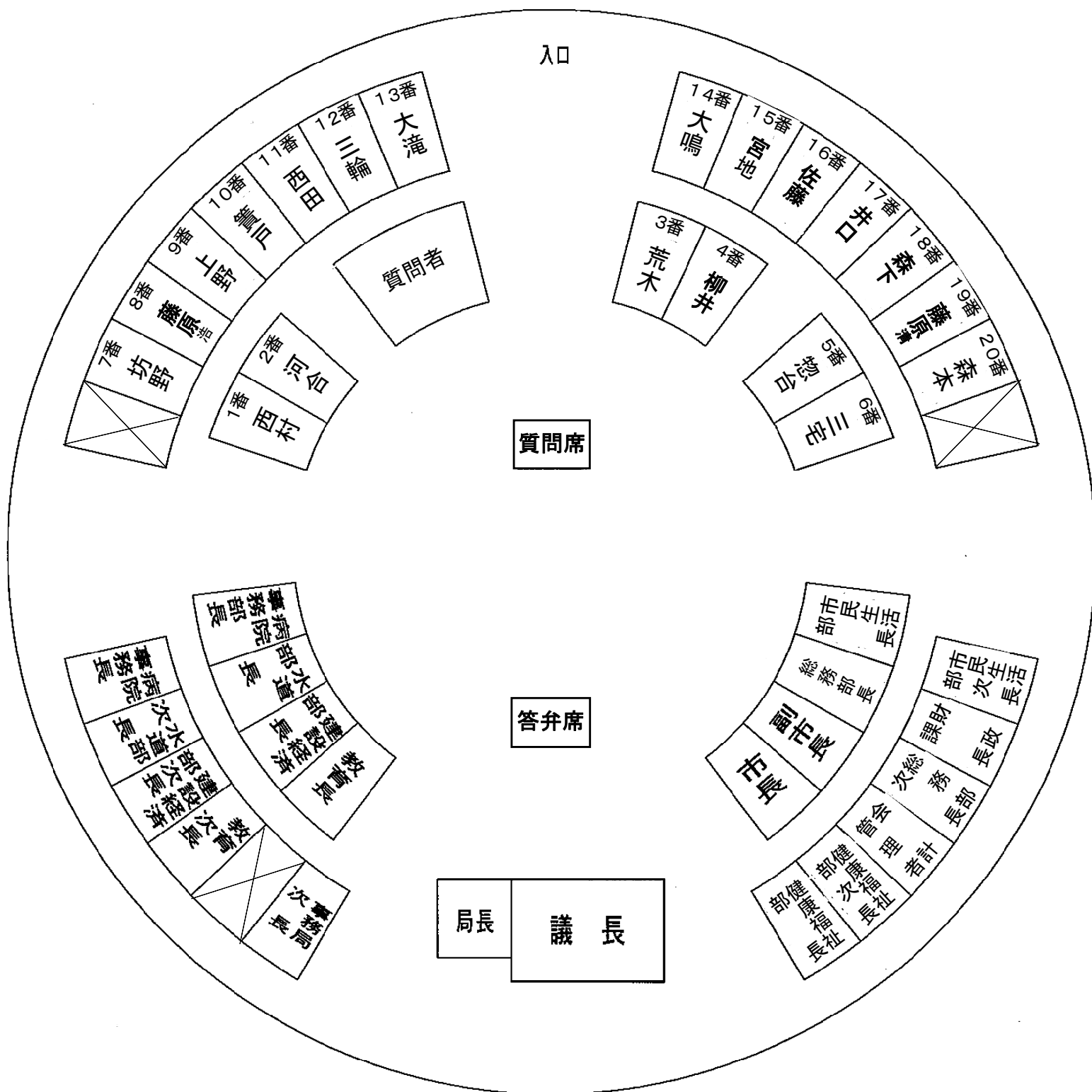
報告甲第1号「市長の専決処分した井原市税条例の一部を改正する条例について」、報告甲第2号「市長の専決処分した井原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしておりますので、ご報告を申し上げ、承認をお願いするものであります。

なお、議員改選に伴う監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、後ほど議案として提出させていただく予定であります。

以上が今回提案いたします議案の概要であります。慎重にご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。



井原市議会本会議場の議員、執行部の議席図



13日に議長に選出された宮地議長が、上記の議席図の通り、20議員の議席を指定しました。議席の決め方は、1期議員の年齢の若い順に議席番号1番・同2番・同3番・・・となり、その次は、2期議員の若い順に、その次は、3期議員の若い順にというように決めています。

一般質問は、項目別一问一答方式で行っており、各質問項目の最初は図の「質問席」で行い、同じ項目の2回目の質問からは「質問者」の席で行います。2項目の最初の質問は、最初と同じく「質問席」で行い、同じ項目の2回目からは「質問者」の席で行います。このように、最後の質問項目まで同じ方法で質問します。それぞれの質問項目について、しつこくならないよう常識の範囲内で、何度質問してもいいことになっています。

質問者の持ち時間は、何項目質問しようが、通じて40分以内となっています。質問者に対する市長や担当部長等執行部の答弁や、逆に市長らからの質問に議員が答える時間は、この40分には含まれません。

図の「答弁席」では、一般質問のときの、各項目の最初の質問に対する市長や教育長の答弁が行われます。同じ項目の2回目からの答弁は自席でおこないます。また、提案した議案の説明や各委員会の委員長報告なども「答弁席」で行います。